

ソーシャルワーク専門職である 社会福祉士に求められる役割等について

これまでの議論の整理（現状）

【 現状 】

- 社会福祉士の活躍の場は、高齢分野や障害分野、児童分野、教育分野、司法領域など広い範囲にわたっており、各種制度において、それぞれの制度趣旨を達成するために配置され、養成課程で習得したソーシャルワークの技法を活用し、生活の質（QOL）の向上に向けた支援やウェルビーイング[※]の状態を高めることを目指して相談援助を中心に実践に取り組んでいる。

※ ウェルビーイング（well-being）とは、人間が幸せであり続けることができている状態ならびにそう願う行為することの全てを指している。

出典：日本社会福祉士会編「改訂社会福祉士の倫理 実践ガイドブック」

＜社会福祉士の就労分野＞

高齢者福祉関係：43.7% 障害福祉関係：17.3% 医療関係：14.7% 地域福祉関係：7.4%
児童・母子福祉関係：4.8% 行政相談所：3.4%

＜社会福祉士の就労先における職種＞

相談員・指導員：34.0 介護支援専門員：13.8% 施設長・管理者：13.3% 事務職員：8.6%
生活支援員：6.6% 介護職員（ホームヘルパー含む）：6.3%

＜社会福祉士の就労先＞

社会福祉施設等：40.8% 医療機関：10.3% 地域包括支援センター：8.3%
社会福祉協議会：7.7% 行政機関：5.9% 教育機関, 一般企業, 福祉公社, 団体等：24.5%

- 社会状況の変化による福祉ニーズの変化に伴う各種制度の改正や新たな支援制度として生活困窮者自立支援制度が創設される中で、高齢、障害、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズや制度の狭間への対応を強化する必要があることから、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が今後の重要な福祉施策として位置づけられており[※]、社会福祉士には、こうした変化を踏まえて役割を担っていくことが求められている。

※「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日）」等

これまでの議論の整理（現状）

- 具体的には、世帯全体の複合化・複雑化した課題に対応するため、多職種連携・多機関協働による支援を行うとともに、アウトリーチによって把握した地域の福祉ニーズを踏まえてサービスの提供や資源開発を行うなど、ソーシャルワークの機能を必要とする取組が求められていることから、社会福祉士には、専門的知識及び技術を有するソーシャルワーク専門職として、その機能を発揮することが期待される。
- また、「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年3月31日成立、平成29年4月1日に本格施行）において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設され、今後、社会福祉法人には、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められることから、社会福祉法人の社会福祉士がソーシャルワーク機能を発揮し、地域の福祉ニーズを把握し、既存資源の活用や資源の開発を行う役割を担うことが期待される。
- さらに、各地域における地域共生社会の実現に向けた地域づくりの取組を見ると、社会福祉士が中心となって住民の支援や相談窓口での対応、組織の運営、多職種・多機関との連携等の業務を担っている事例もあり、ソーシャルワークの機能を発揮する人材である社会福祉士を活用することで、地域づくりの推進が図られている。

これまでの議論の整理（今後の主な役割等）

【 社会福祉士が担う今後の主な役割 】

- 地域共生社会の実現に向けて、包括的な相談支援体制の構築や住民主体の地域課題解決体制の構築を進めていく必要があり、社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮することにより、それらの体制の構築が推進される。
- 包括的な相談支援体制の構築に向けたネットワークの形成や支援チームの編成にあたっては、例えば、自立相談支援機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、行政などの様々な機関が、地域の実情に応じて、地域で協議し、ふさわしい機関が中核的な役割を担っていくことが求められる。
- そのため、社会福祉士には、ソーシャルワーク専門職として、社会的孤立、制度の狭間、サービスにつながらない課題等について、地域全体で支え合うことを目指して、分野別、年齢別に縦割りだった支援を当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、既存の社会資源の活用及び資源開発を行い、多職種連携や住民主体の地域課題解決体制と連動し、必要な支援を包括的に提供する役割を担うことが求められる。
- また、住民主体の地域課題解決体制の構築にあたっては、住民一人ひとりが、地域社会の構成員であるという意識を持ち、自身の身近な圏域に存在する福祉課題や表出されていないニーズに気づき、他人事を我が事として捉え、地域課題の解決に向けてそれぞれの経験や特性等を踏まえて役割を分かち合うことが求められている。

※ 地域住民には、その地域に住んでいる人だけではなく、社会福祉法人や医療法人、教育機関等、地元根付いた商店や企業等を含む。

これまでの議論の整理（今後の主な役割等）

- そのため、社会福祉士には、地域住民の問題意識の醸成や地域住民の強みの発見などのエンパワメントを支援するとともに、グループや組織等の立ち上げ及び立ち上げ後の支援、拠点となる場づくり、ネットワーキングなどを通じて地域住民の活動支援や関係者との連絡調整を行う役割を果たすことが求められる。

【 対応の方向性 】

- 地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制や住民主体の地域課題解決体制を構築するために必要なソーシャルワークの機能や、その機能を社会福祉士が担うために必要な実践能力を明らかにし、その能力を身につけることができるよう、社会福祉士の養成カリキュラム等の見直しを検討。
- 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの担い手となる人材の育成にあたっては、養成団体、職能団体、事業者、行政、地域住民等の地域の関係者が連携・協働して学び合い、地域の実情を踏まえて取り組むことが重要。このため、養成団体や職能団体等が中心となって地域でソーシャルワークの機能が発揮されるような取組を推進。
- 社会福祉士の地域共生社会の実現に向けた活動状況等を職能団体を中心となって把握するとともに、社会福祉士が果たしている役割や成果の「見える化」を図り、国民や関係者の理解を促進。

① 社会福祉士養成カリキュラム等の見直しの方向性

- 社会福祉士は、地域共生社会の実現に向けた地域づくりに必要となる包括的な相談支援体制及び住民主体の地域課題解決体制の構築やその後の運営推進において中核的な役割を担うとともに、新たな社会福祉ニーズに対応するため、ソーシャルワーク機能を発揮できる実践能力を身につけておく必要がある。
- ソーシャルワークの機能には、権利擁護・代弁・エンパワメント、支持・援助、仲介・調整・組織化、社会資源開発・社会開発など、様々な機能が挙げられるが、これらの体制の構築及び運営を推進していくにあたって求められるソーシャルワークの具体的な機能は次のようなものとなる。

包括的な相談支援体制の構築に求められるソーシャルワークの機能

- 支援が必要な個人や家族の発見
- 地域全体の課題の発見
- 相談者の社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント
- 個人と世帯全体を取り巻く集団や地域のアセスメント
- 問題解決やニーズの充足、社会資源につなぐための仲介・調整
- 個人への支援を中心とした分野横断的な支援体制・地域づくり
- 新たな社会資源の開発や施策の改善に向けた提案
- 地域アセスメント及び評価
- 地域全体の課題を解決するための業種横断的な社会資源との関係形成・地域づくり
- 情報や意識の共有化
- 団体や組織等の組織化並びに機能や役割等の調整
- 相談者の権利擁護や意思の尊重にかかる支援方法等の整備
- 人材の育成に向けた意識の醸成

住民主体の地域課題解決体制の構築に求められるソーシャルワークの機能

- 地域社会の一員であるということの意識化と実践化
- 地域特性、社会資源、地域住民の意識等の把握
- 福祉課題に対する関心や問題意識の醸成、理解促進、課題の普遍化
- 地域住民のエンパワメント
- 住民主体の地域課題の解決体制の構築・運営にかかる助言・支援
- 担い手としての意識の醸成と機会の創出
- 住民主体の地域課題の解決体制を構成する地域住民と団体等との連絡・調整
- 地域住民と社会資源との関係形成
- 新たな社会資源を開発するための提案
- 包括的な相談支援体制と住民主体の地域課題解決体制との関係性や役割等に関する理解促進

① 社会福祉士養成カリキュラム等の見直しの方向性

- 地域共生社会の実現を推進し、新たな社会福祉ニーズに対応するためには、これらのソーシャルワーク機能の発揮が必要であり、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士が、その役割を担っていけるような実践能力を習得する必要があることから、現行のカリキュラムを見直し、内容の充実を図っていく必要がある。
- また、社会福祉士の実践能力を高めていくためには、カリキュラムの見直しとあわせて、実践能力を養うための機会である実習・演習を充実させるとともに、教員が新カリキュラムを展開していくための研修や教員・実習指導者の要件等について検討する必要がある。

①社会福祉士養成カリキュラム等の見直しの方向性

(1) 社会福祉に関する科目の内容の充実

- 社会福祉士養成課程におけるカリキュラムについては、前回の改正（平成18年度）から10年が経過しており、少子高齢化の進展や世帯構造の変化といった社会的な変化だけではなく、人々の意識の変化といった内面的な変化も含め、社会状況等が変化してきていることに加え、こうした状況の変化に伴う各制度の制度改正や新しい制度の創設などが逐次行われていることを踏まえると、社会福祉に関する科目の教育内容の見直しが必要である。
- 見直しにあたっては、地域共生社会の実現に向けて「包括的な相談支援体制」や「住民主体の地域課題解決体制」の構築が重要であることを踏まえ、これらの体制を構築するために必要となるソーシャルワーク専門職として実践能力を習得できる内容とすべきである。
- 具体的には、社会福祉士が、個人及びその世帯が抱える課題への支援を中心とした分野横断的・業種横断的な関係者との関係形成や協働体制を構築し、それぞれの強みを発見して活用していくため、コーディネーションや連携、ファシリテーション、プレゼンテーション、ネゴシエーション（交渉）、社会資源開発・地域開発などを行うとともに、中核的な役割を担える能力を習得できる内容とすべきである。
- また、自殺防止対策、矯正施設退所者の地域定着支援、依存症対策、社会的孤立や排除への対応、災害時の支援などにおいて、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士にも役割を担うことが期待されていることを踏まえると、ソーシャルワークの基本を習得することを土台として幅広い社会福祉ニーズに対応できるようにするための実践能力を習得できる内容とすべきである。

※ ニーズの多様化に合わせて実践的な教育内容にするためにその都度科目を積み上げということではなく、社会福祉士になるまでに身につけておくべきことは何かという観点から整理が必要との意見があった。

①社会福祉士養成カリキュラム等の見直しの方向性

(2) 実習・演習の充実

- 実践能力を有する社会福祉士の養成にあたっては、各分野の知識とソーシャルワークの知識・技術を統合して実践できるようにするため、実習及び演習形態による学習が重要となる。
- 実習は、厚生労働省が指定する施設及び事業（以下、「実習施設」という）において実施することとされており、実習先の多くは特別養護老人ホーム、障害者支援施設、児童養護施設等の入所施設となっている。実習では、実習指導者から、個別の相談援助に加え、多職種連携、アウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発等について实际的に理解し実践的な技術等を体得するために指導を受けることが目的であるが、現状を見ると、実習生の準備状況や習熟度等の違いはあるものの、それらを実習プログラムに十分に組み込むことができず、職場の業務内容の学習に留まっている場合もあるとの意見がある。
- 一方、今日求められている人材は、複合化・複雑化した個人や世帯の課題を適切に把握し、既存のサービスでは解決できていない問題や潜在的なニーズに対応するため、多職種・多機関と連携や交渉を行い、それらをコーディネートしながら課題を解決できるだけでなく、課題解決に向けて地域に必要な社会資源を開発できる実践能力を有する人材であり、実習を通して養成していく必要がある。
- また、演習は、地域福祉の基盤整備と開発に関する科目やサービスに関する科目などとの関連性を視野に入れて、具体的な事例を用いて専門的援助技術を実践的に習得することをねらいとしている。この点に関して、①「アセスメントができる」とした場合、講義でソーシャルワークにおけるアセスメントとは何かという理論等を学んだ上で、実際に演習でアセスメントの技術を身につけていく、②講義内容と演習を連動させることで、確実にソーシャルワーカーに必要な実践力を学習できるようにしていく必要がある、③それらを実習でさらに総合的かつ実践的に学ぶとともに、講義－演習－実習の学習の循環を作っていくべきとの指摘がある。

① 社会福祉士養成カリキュラム等の見直しの方向性

- こうしたことを踏まえると、ソーシャルワークに求められる実践能力を習得するため、実習・演習の内容の充実や改善に向けた見直しを行う必要がある。
- 具体的には、現場で学習する機会や時間を増やすために講義・実習・演習の充実を検討するとともに、アウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する実践能力を習得し、実際に活用できるようにするための教育内容について検討を行う必要がある。
- なお、養成教育における実習時間については、社会福祉士の実践能力を向上させるため、現行の180時間から大幅に増加させるべきとの意見がある。
※ 養成施設・学校等や学生に過度な負担とならないよう留意が必要である。
- また、実習施設の範囲について、社会福祉士が様々な場面で相談援助の実務に従事している現状を鑑みると、実務経験ルートとして実習の履修免除が適用される施設等と同じ範囲に広げ、より多様な施設等で相談援助の実習が可能となるよう、その範囲を見直すべきとの意見がある。
※ 「実習施設の範囲」と「実務経験ルートとして実習の履修免除が適用される施設等の範囲」を比較すると、「実習施設の範囲」の方が「履修免除が適用される施設等の範囲」よりも狭くなっている。例えば、都道府県社会福祉協議会、教育機関（スクールソーシャルワーカー）、地域生活定着支援センター等は履修免除が適用される施設だが、実習施設に含まれていない。
- 社会福祉士が活躍する場が多様になってきている現状を踏まえると、多様な施設や機関等で実習が可能となることは、様々なニーズに対応できる社会福祉士の養成にも資することから、実習施設の範囲の拡大について検討を行う必要がある。
※ 既存の法制度やサービスでは解決が難しい複合化・複雑化するニーズに対応しているNPO法人等においても実習が可能となるよう検討するべきとの意見がある。

① 社会福祉士養成カリキュラム等の見直しの方向性

- 実習施設の範囲の拡大の検討に併せて、実習指導の方法に関する事項についても見直しが必要である。
- 最近の実習を見ると、社会福祉士の地域貢献や地方創生を視野に入れ、中山間地域や離島といった人材の確保や育成が困難な地域において、地域住民等との連携を実践的に学び、個人や世帯及び地域のアセスメントや、必要な社会資源の検討や開発を行うなど、地域において包括的な支援の実践を学ぶ実習にモデル的に取り組んでいる例もある。
※ 例えば、今治市社会福祉協議会や江田島市社会福祉協議会、都城市社会福祉協議会では、個人への支援を中心とした分野横断的な関係者との協働体制の構築や地域アセスメントに基づく資源開発など、地域を基盤とした実習が行われている。
- また、先進的な取組を行っている地域の実習施設での実習や、卒業後のUターン就職を見据えた出身地（地元）の実習施設での実習など、現在通っている学校（養成校）から遠方の地域の実習施設で実習を行う場合もある。
- 一方、実習先は、教員による巡回指導が可能な範囲で選定することとされていることから、このような実習の形態が広がっていかないという課題がある。
- そのため、現在では、対面による実習指導のほか、ICT等を活用した指導も可能と考えられることから、今日的状況を踏まえて実習指導の方法を見直し、様々な地域の実習施設で実習が可能となるよう検討を行う必要がある。

②地域全体での社会福祉士育成のための学び合いの推進について

- 現在、社会福祉士の育成は、養成団体、職能団体、事業者団体が中心となって進めているが、地域共生社会の実現に向けて必要となる包括的な相談支援体制及び住民主体の地域課題解決体制を構築し、対象者の属性に関わりなく、複合化・複雑化した課題に対応できる社会福祉士を育成するためには、養成団体、職能団体、事業者団体が協働して社会福祉士養成に取り組みつつ、行政、地域住民など、地域の様々な立場や分野の関係者が連携・協働して学び合うことが重要である。
- また、地域共生社会を実現するためには、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成することも重要である。
- こうしたことを踏まえると、現任の社会福祉士が中核となって地域住民と協働してソーシャルワークに関する知識・技術や実践事例等を学び合い、それぞれの力を合わせながら実践能力を向上させ、地域共生社会の実現に向けたソーシャルワークを展開できるような取組を推進していくため、職能団体や養成団体等が中心となって実施する社会福祉士の育成や、地域課題の解決に向けた活動を学び合えるような場づくりを推進することが必要である。また、そのような場を活用することは、実習教育の充実や教員・実習指導者の資質向上にも資すると考えられる。
- なお、実習生の受入れや国家資格取得後の現任研修の強化等については、所属組織によるサポート体制の充実が必要であるとの意見がある。
 - ※ 地域の様々な施設・機関に所属しているソーシャルワーカーを対象とした研修として、例えば、日本ソーシャルワーク教育学校連盟が今年度全国4カ所で開催している「コミュニティに強いソーシャルワーカーを養成する研修」がある。
 - ※ 社会福祉士は、専門職の中では特殊で、各職場に少人数（1人や2人）の配置している場合が多く、現場でのOJTが難しいという実態があるため、職能団体等の卒後教育についてより工夫が必要であるとの意見がある。

③社会福祉士の役割等に関する理解の促進について

- 社会福祉士が果たしている役割や活動等の周知については、職能団体や養成団体等が中心となって行われているが、社会福祉士は多様な施設・機関において様々な職種や職名で勤務し、相談援助以外の業務も行っている場合もある等の理由から、社会福祉士の専門性や役割が分かりにくいものになっているのではないかとの意見がある。
- また、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成30年4月1日施行）では、市町村において地域住民や行政等との協働による包括的支援体制の推進が求められていることから、自治体において社会福祉士が果たしている役割等の実態把握を行う必要があるとの意見がある。
- 福祉事務所等の行政機関は、地域における包括的な相談支援体制において中核的な役割を担う一つとされており、相談者について適切なアセスメントを行い、ニーズに対応したサービス提供や多機関協働が期待されていることから、行政機関においても、ソーシャルワークを専門職とする社会福祉士の活躍がより一層期待される。
- こうしたことを踏まえると、社会福祉士が果たしている役割や成果等の「見える化」を図り、国民の理解をより一層促進するため、職能団体が中心となって、多様な分野の施設・機関等において活動している社会福祉士の業務実態や所属組織での社会福祉士の活用の状況等を把握することが重要である。